

■ 都市施設

「都市施設」とは、都市活動や良好な都市環境を維持するために必要な施設であり、都市計画法には、道路・都市高速鉄道などの交通施設、公園などの公共空地、下水道・電気・ガスなどの供給・処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施設、病院、市場、一団の土地の住宅施設、一団の官公庁施設、流通業務団地などが規定されています。

これらのうち都市計画に必要なものとして定められたものを「都市計画施設」といいます。定める際には、土地利用、交通などの現在および将来の状況を考え、適切な規模や配置をして、円滑な都市活動と良好な都市環境を確保することとされています。また、都市計画施設の区域内では、将来の業務が円滑に実施できるように都市計画制限が働き、建築規制が課せられます。

本市では、道路、公園・緑地、下水道、ごみ焼却場、市場などについて都市計画施設として定めています。

3-1 道 路

「道路」は都市で活動するすべての人々が利用する施設で、人や物資輸送のための交通施設としての面で、また景観形成、生活空間の創造、都市防災機能の向上などの面で、都市の形成や発展に大きく寄与するものです。

道路は、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路に区分され、その役割としては、①都市の骨格、②経済社会活動の基礎、③良好な住環境、④都市防災機能、⑤供給・処理施設のための空間、などが挙げられます。

本市においては、26路線を都市計画として定めています。区域内においては、建築物等の規制などの制限が課せられています。

各道路には、区分・幅員・一連番号による数字が付せられています。

現在、都市計画道路は、街路事業(法に基づく都市計画事業の認可を受けて道路を整備する事業)や土地区画整理事業など、さまざまな手法で整備を進めています。

3-2 公園・緑地

「公園・緑地」は、都市における緑のオープンスペースとして重要であり、その役割については、①スポーツ・余暇活動の場、②災害時の避難場所、③大気の浄化、④都市景観の形成、⑤潤いとやすらぎの提供、など、多岐にわたっています。

公園

「公園」には、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、風致公園、歴史公園、動植物公園、広域公園などの種類があります。

現在市域にある都市公園法(都市公園の設置および管理に関する基準などを定めた法律)に基づく公園は50箇所です。

都市計画では、このうち、総合公園3、近隣公園3、街区公園26、特殊公園1の合計33箇所を都市計画施設として、位置や規模などを定めています。各公園には、区分・規模・一連番号による数字が付せられています。

総合公園とは、全ての市民が休息・運動などレクリエーション的に使える公園で、つつじが岡公園、近藤沼公園、多々良沼公園が該当します。近隣公園とは、主として近隣の生活者の利用に供することを目的とした面積2ヘクタールを標準とする公園で、ビオスリーH i 錠中央公園(緑町)、高根中央公園(西高根町)、富士原中央公園(富士原町)が該当します。街区公園は主として街区内外に居住者の利用に供することを目的とする面積0.25ヘクタールを標準とする公園で、富士見公園(富士見町)や小桑原2号公園(南美園町)をはじめとする26公園が該当します。

本市における特殊公園は茂林寺公園が該当し、都市公園法上では風致公園(良好な樹林地の自然環境が残されている土地や歴史的に意義深い土地などを一体として取り込んだ公園)となります。

緑地

都市計画法でいう「緑地」は、施設緑地のことで、園路や植栽を施す程度でその目的を達しうるものをいいます。公害防止や優れた風致・景観、健全な生活環境などを確保する役割を持っています。このうち、自動車交通と分離して系統的に設けられた歩行者のための道を緑道といいます。

本市では小桑原緑地(小桑原町)・千代田町緑地(千代田町)・松原緑地(松原一丁目)と近藤川緑道(近藤町他)の4箇所を都市計画として定め、整備しています。

3-3 下水道

「下水道」とは、主として市街地における雨水を速やかに排除することや家庭や工場などから排出される汚水を適切に処理するために設置する排水施設、処理施設の総称です。

役割としては、①生活環境の改善、②トイレの水洗化、③公共水域の水質保全、④雨水の排除などが挙げられます。施設としては、下水を排除するための下水管、これに接続して汚水を処するための処理施設、これらを補完するポンプ施設などがあります。

本市においては、施設の位置および区域、処理区域（排水区域）などを都市計画として定めています。処理区域については、昭和44（1969）年の当初決定以後、拡大し、現在に至っています。

下水道法（公共下水道等の管理の基準等を定めた法律）に基づく事業は、昭和44年に既成市街地に認可を受け、昭和49年に処理施設である水質管理センター（堀工町）の完成後、供用を開始しました。水質管理センターは、各敷地に設置した汚水樹から下水管を通じて集められた汚水を浄化して谷田川に放流するための施設です。また、本市のような平坦地では自然な流下が不可能なため、高い位置までくみ上げて再流下させることを目的とする污水中継ポンプ場を設置しています。

なお、下水道の排除方法には、排除方式の違いにより、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する「分流式」と、同一管渠系で排除する「合流式」とがあり、本市は「分流式」となっています。

3-4 その他の施設

人々が快適かつ健康で文化的な都市生活を営む上で、欠くことができない施設としては、ごみ焼却場、火葬場、卸売市場、汚物処理場などがあります。これらの施設は、周辺住民などへの影響が大きいため、位置や規模などを都市計画全体の中で十分検討してから定めます。

3-4-1 ごみ焼却場

燃えるごみの容積を減らし、ばい菌・害虫・悪臭などの害をなくすための焼却施設です。本市では、昭和59（1984）年に苗木町において清掃センターを決定しており、昭和61年度に焼却炉を整備しています。

3-4-2 卸売市場

卸売市場は、生産者と消費者の間を 結ぶ流通機構の一環として、食料などを販売（卸売）する施設です。本市では、昭和60（1985）年に細内町において総合卸売市場を決定しており、開設後は市内や近隣のスーパーマーケットを主な取引先とし、第三セクター方式で運営されてきましたが、平成21年から新しく民営の市場として運営されています。

3-4-3 汚物処理場

浄化槽からくみ上げられた汚水や汚物を脱水・乾燥処理する施設です。

本市では、昭和63（1988）年に都市計画汚物処理場として、赤生田町に館林環境センターを決定しており、館林市・板倉町・明和町・千代田町の1市3町により運営されています。